

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和6年2月26日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
理事長 上田 裕一

1. 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

奈良県立病院機構未収金回収業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

各病院長及び受託者が合意した場合、2回を限度として更新することができるものとします。(更新期間は1年以内とし、各年更新とします。)

(3) 委託業務の内容

奈良県立病院機構未収金回収業務に係る公募型プロポーザル実施要領で定めるところによる。

(4) 対象病院及び所在地

奈良県総合医療センター(奈良市七条西町2-897-5)

奈良県西和医療センター(生駒郡三郷町三室1-14-16)

奈良県総合リハビリテーションセンター(磯城郡田原本町大字多722番地)

2. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項および第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。

(3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。

(4) 企画提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札参加者資格者名簿に、営業種目「Q7諸サービス」で登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係(奈良県庁主棟1階)

電話番号 0742-27-8908(ダイヤルイン)

(5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないものであること。

(6) 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 弁護士法(昭和24年法律第205号)第4条に規定する弁護士、又は同第30条の2に規定する弁護士法人。

(イ) 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第3条の規定により営業の許可を受けた債権回収会社で、同法第12条ただし書の規定に基づき、

集金代行業務に関して法務大臣から兼業承認を受けている者。

- (7) 500床以上を有する病院において、平成31年4月1日以降に未収金回収業務を受託し、履行した実績を有するものであること。

3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の企画提案に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画の提案書を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画の提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (5) 企画の提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4. 手続き等

公募型プロポーザル実施要領等の交付期間、交付場所等

- (1) 書類の提出先及び問い合わせ先

〒630-8581 奈良県奈良市七条西町2丁目897-5

奈良県総合医療センター4階

地方独立行政法人奈良県立病院機構法人本部事務局 (担当：中道、西谷)

電話番号：0742-81-3400 FAX：0742-81-3404

Mail：honbu@nara-pho.jp

- (2) 仕様書及び「奈良県立病院機構未収金回収業務に係る公募型プロポーザル実施要領」の配布

令和6年2月26日(月)から令和6年3月11日(月)までの間に、(1)の法人本部事務局で配布するほか、奈良県立病院機構のホームページからダウンロードするものとする。

(ただし事務局での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

- (3) 企画提案書等の提出

(2)により配布するプロポーザル実施要項に示すところによる。

- (4) 質問の受付等

(2)により配布するプロポーザル実施要項に示すところによる。

5. 受託者の選定

- 4.(2)により配布するプロポーザル実施要項に示すところによる。

6. その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

- (2) 提出された企画の提案書等は返却しない。